

事業主・社会保険労務士・代理人の皆さまへ

## 令和3年3月22日(月)から 特定求職者雇用開発助成金の電子申請が始まります 電子政府の総合窓口 (e-Gov) をご活用ください

令和3年3月22日(月)から、特定求職者雇用開発助成金の支給申請が電子申請でできるようになります。

自宅や職場のパソコンを使って、申請書の作成や確認書類の添付を行い、申請書類一式をオンラインで提出できますので、ご活用ください。

※紙媒体での窓口への提出、郵送による申請も引き続きご利用いただけます。

※厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金の電子申請」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00037.html)

### 電子申請の準備をする

電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口 e-Gov (イーガブ) を使って行います。

e-Gov (イーガブ) ポータル URL <https://www.e-gov.go.jp/>



※e-Govの利用には、インターネットに接続できる環境、メールアドレスが必要です。  
※現時点でスマートフォンでの申請・届け出はできません(処理状況の確認はできます)。

電子申請をするためには、まずe-Govにアクセスし、以下の5つの手順を行ってください。

#### 手順 1

e-Govポータルにアクセスします。  
<https://www.e-gov.go.jp/>

「e-Govのサービス」より「電子申請」をクリックすると「e-Gov電子申請」のトップページに移動します。

さらにページ上部のメニューから「利用準備」をクリックします。

PL030322保01 1



# 電子申請の準備をする（続き）

## 電子証明書が必要か確認します

以下の一覧表をもとに、ご利用になる手続で電子証明書が必要か確認しましょう。  
必要な場合、ご利用の手続に対応している認証局の証明書を取得してください。

関係する手続のカテゴリー	手続名称	証明書の要否について
社会保険関係手続	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者員与支払届」など	これら手続の電子申請には、電子証明書が必要です。 利用できる電子証明書の種類と取得方法については「 <b>電子証明書のご案内</b> 」をご確認ください。
	「年金加入記録照会・年金見込額試算」	
雇用保険関係手続	「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高年齢雇用継続給付の申請」など	
労働保険関係手続	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など	

※gBizIDプライム、gBizIDメンバーの場合、原則として電子申請対象手続所管行政機関の指定により、電子署名を省略できることがあります。

一覧表にない手続を確認（手続検索へ）

## 手順2

「利用準備」のページで「電子証明書が必要か確認します」の内容を確認してください。

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認やデータの改ざんを防止します。利用できる電子証明書の種類と取得方法は「電子証明書のご案内」から確認してください。

## パソコン環境の設定を行います

### 1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。  
e-Govアカウントの登録をするか、GビズID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

#### e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に「 <a href="#">e-Govアカウント利用規約</a> 」をご確認ください。	<a href="#">e-Govアカウントを登録し</a> 、ログインしてください。
GビズID	GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 GビズIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	

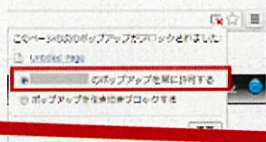
### 2 ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

#### ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。  
ブロックが有効のまま利用すると、正しい画面が表示されない場合があります。

設定手順を確認



#### 信頼済みサイトへの登録(Internet Explorer 11の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。  
未登録のまま利用すると、警告メッセージが表示される場合があります。

設定手順を確認



### 3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。  
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

#### Windows版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (Windows版)

インストール手順を確認 (Windows版)

#### macOS版

e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード (mac OS版)

インストール手順を確認 (mac OS版)

## 手順3～5

続けて「利用準備」のページで、使っているパソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

**手順3 アカウントの準備**  
※2020年11月18日以前にe-Govを利用した方は、その時のパーソナライズIDをe-Govアカウントとして使うことができません。  
アカウント準備から改めて確認ください。

**手順4 ブラウザの設定**  
ブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあるため設定確認をしてください。  
「設定手順を確認」から確認してください。

**手順5 アプリケーションのインストール**  
専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。不明点は「インストール手順」を確認してください。



## 電子申請を行う <手続き例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

事業主、社会保険労務士および代理人の方がe-Govから申請する際の入力方法を、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）第1期支給申請時を例に説明します。

※社会保険労務士や代理人が事業主に代わって電子申請することもできます。

その場合は、事業主のe-Govアカウントではなく、社会保険労務士や代理人のe-Govアカウントを使用して申請してください。

※添付書類がある場合は、あらかじめ電子化してパソコン内に保存しておく、段取りよく手続きを進められます。

### 該当する手続きを探す

「e-Gov電子申請」のトップページ上部のメニューから「**手続き検索**」をクリックします。

①「**手続き検索**」のページから「**手続き名称**」にキーワード「**特定就職困難者コース**」を入力し検索します。

別の手続きの場合は「**手続き名称**」に入力する手続き名を変更して検索してください。

②検索結果が表示されたら、**該当する申請書**をクリックします。

Handwritten annotations on the screenshot:

- A red box highlights the search criteria: 特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）
- A red box highlights the search results: 特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）（第1期）及び支払方法・受取人住所届
- A red box highlights the '申請書入力へ' button for the 1st period entry.



## 電子申請を行う（窓口画面） <手続き例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

申請の入り口となるページが表示されたら、タイトルが探していた手続きのものであることを確認します。併せて、手続概要などの情報も確認してください。

申請書自体の詳しい記入方法は、下記のURLから記入マニュアルをご覧ください。  
（特定就職困難者コースの場合）

URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html)



手続情報表示 | e-Gov電子申請

e-GOV 電子申請 お問合せ ヘルプ fj8817hm

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

### 特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）（第1期）及び支払方法・受取人住所届

電子署名必要 ブックマーク

手続概要	高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもの。雇用の安定を図ることを目的としています。
根拠法令	雇用保険法第62条第1項第3号及び第6号、雇用保険法施行規則第109条及び第110条並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第2条第2号、労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2
電子申請方法別利用案内	【手続き可能な時間】24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システムの運用停止、休止、中断を行う事がありますので、予めご承知願います。  なお、申請後、書類の不備等により行政庁から申請が差戻しされ、再度申請をする場合は、不備等のあった書類は新たに添付をし、不備等のなかった書類は以下リンク先の「提出しない旨を意思表示する書類」を添付してください。 <a href="#">特定求職者雇用開発助成金の電子申請</a>
告知情報	【手続対象者】事業主 【提出期間】支給対象期（※）の末日の翌日から2か月以内 ※雇入れに係る日から起算して、6か月ごとに区切った期間 【相談窓口】ハローワークまたは都道府県労働局 【審査基準】ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れるものではないこと等 【不服申立方法】 - 【備考】 -

戻る 申請書入力へ

③タイトルと、手続概要やその他の手続に関する情報も確認してください。

④確認したら「申請書入力へ」をクリックします。



# 電子申請を行う（入力画面） <手順例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

電子申請では、紙の様式と同様の入力画面が表示されます。黄色の枠に必要事項を入力して申請書を作成してください（詳しい記入方法は、前ページで案内するマニュアルをご覧ください）。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）  
第1期支給申請書

1. 受付日 [ ]年[ ]月[ ]日 ※本枠内のみ入力してください

2. 助成金支給番号 0002 - [ ] - [ ] 3. 支給申請期 (第1~6期)

4. 事業所数 (雇用保険適用事業所数) 5. 定本の額又は出定の総額 万円 6. 常時雇用する労働者の数 人 7. 主たる事業 [ ]

8. 事業所番号 [ ] 9. 労働保険番号 [ ]

10. 定年制 [ ] 11. 定年後の継続雇用制度 [ ] 12. 貸金締切日 (毎月末日以外の場合) [ ]月[ ]日 13. 貸金支払日 [ ]月[ ]日

14. 産業分類 (中分類) [ ] ※日本標準産業分類の番号(二桁)又は事業内容を入力

15. 対象労働者について受給・申請(予定含む)している他の助成金の有無 [ ] 助成金名称: [ ]

16. 事務担当者 (職名) [ ] カナ [ ] (電話番号) [ ]

17. 氏名 [ ] 18. 性別 [ ] 19. 生年月日 [ ]年[ ]月[ ]日 20. 雇入年月日 [ ]年[ ]月[ ]日

21. 総保険者番号 [ ] 22. 対象労働者種別 [ ]

23. 支給対象となる期間の労働についての貸金の未払いの有無 [ ] ※貸付手当、深夜手当、休日出勤手当等を含む

24. 対象労働者が離職している場合の離職日及び離職理由 [ ]年[ ]月[ ]日 (離職理由) [ ]

※本人確認欄 [ ]年[ ]月[ ]日

※本人確認欄17~24の記載内容について確認しました。

上記の記載内容に誤りがないことを証明します。  
また、記載内容及び「特定就職困難者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の申請にあたって」の記載事項を確認の上、申請します。  
なお、対象労働者を本助成金支給終了後においても継続して雇用します（支給申請書提出時点において既に離職している場合を除く）。

令和[ ]年[ ]月[ ]日 労働局長 原 [ ] (印)

※申請書が代理人の場合、右に欄に助成金の交付に係る事業主の住所、名称及び氏名を入力（押印不要）し、必ず欄に、代理人の住所、名称及び氏名を入力し押印してください。申請書が社会保険労務士会推薦形規則第16条第2項に規定する専任代理人又は同規則第16条の2に規定する専任代理人の場合、右に欄に事業主の住所、名称及び氏名を入力、押印し、必ず欄に専任代理人又は専任代理人の住所、名称及び氏名を記入し押印してください。

25. 区分変更 [ ] 26. 支給対象期間の支払額変更 [ ] 27. 総額算定額変更 [ ] 28. 総額申請額変更 [ ] 29. 支給・予定額変更 [ ] 30. 総保険者となった年月日 [ ]年[ ]月[ ]日 31. 企業規模 [ ] 1:中小企業 2:大企業

32. 備考 [ ]

局長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	担当
所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	係長	担当

支払方法・受取人住所届を届けます。

届け出る場合、以下に入力してください。既に口座を登録済の場合は、省略が可能です。

2. 口座の種類 [ ] 3. 金融機関コード [ ] 店舗コード [ ] 口座番号 [ ]

4. 支払方法 [ ] ※3の入力時は、金融機関コードが4桁、店舗コードが3桁、口座番号が13桁になるよう桁数が足りない場合、左側に「0」を入力してください。

5. 口座名義（漢字） [ ]

6. 口座名義（カナ） [ ]

7. 受取人郵便番号 [ ]

8. 受取人住所1 [ ]

9. 受取人住所2 [ ]

10. 受取人住所3 [ ]

11. 3欄の金融機関名称 [ ] 店舗名称 [ ]

所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	係長	担当
局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当

対象労働者の記名押印または署名は不要ですが、「対象労働者の状況」欄の記載内容に誤りがないかを対象労働者本人に確認してから申請してください。



## 電子申請を行う（添付書類） <手順例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

申請に必要な書類は、あらかじめ紙を電子化するなどして、以下のいずれかの方法で添付してください。

- ①「参照」ボタンをクリックしてフォルダを参照する
- ②添付書類（ファイル）自体をドラッグアンドドロップする

The screenshot displays the '添付書類追加' (Add Attachment) section of the e-Gov application system. It shows two required document entries. Each entry includes a document name, a submission format (set to '添付'), and a text box for file upload. Red boxes highlight these text boxes and the '参照' (Reference) buttons. Red arrows point from callout boxes to these elements.

**Callout 1 (top right):** 添付書類自体が含まれるフォルダを表示し、添付書類（ファイル）をこのスペースにドラッグアンドドロップする。

**Callout 2 (middle right):** 「参照」ボタンのクリックして、パソコン内に保存した書類ファイルを選択します。

**Form Fields:**

- 住所: [Blank]
- 添付書類追加
- 申請に必要な書類を添付してください。
- 添付可能ファイル拡張子: [CSV, DOC, DOCX, JPG, PDF, XLS, XLSM, XLSX]
- 必須
- 書類名: 001\_賃金台帳又はその写し
- 提出形式:  添付
- こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます
- ファイル名/URL: [Blank]
- ファイルサイズ: KB/1022976KB
- 参照 URL確認
- 必須
- 書類名: 002\_出勤簿等又はその写し
- 提出形式:  添付
- こちらにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます
- ファイル名/URL: [Blank]
- ファイルサイズ: KB/1022976KB
- 参照 URL確認



## 電子申請の対象（特定求職者雇用開発助成金）

特定求職者雇用開発助成金の電子申請は、以下の6コース×2（第1期申請、第2期以降申請）と支払方法・受取人住所届に対応しています。



※注意：第1期の支給申請がなく第2期以降の支給申請を行う場合

第1期の支給申請を行っておらず、第2期以降の支給申請を行う場合も、雇い入れ日時点で支給要件を満たしていることの確認が必要です。

支給申請が初回の場合に限り、**第1期支給申請書を提出してください**（特定就職困難者コースは、対象労働者がトライアル雇用労働者の場合も同様です）。

コース名	助成の対象となる措置
特定就職困難者コース	高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れて継続して雇用する
生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を雇い入れて継続して雇用する
被災者雇用開発コース	東日本大震災により被災した求職者を雇い入れて継続して雇用する
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難病患者を雇い入れて継続して雇用する
就職氷河期世代安定雇用実現コース	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正社員として働くことが困難な者を雇い入れて継続して雇用する
生活保護受給者等雇用開発コース	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れて継続して雇用する



# 特定求職者雇用開発助成金電子申請時の注意事項

## ① 第1期の申請と第2期の申請は同じ方法で行ってください

特定求職者雇用開発助成金は支給対象期（6か月）ごとの申請が必要です。  
 審査などを迅速に行うため、第1期と第2期以降の申請は、紙もしくは電子のどちらからに揃えるようご協力をお願いします。

### 紙の申請書の場合

①第1期支給申請(紙)  
 ハローワークまたは労働局に提出

第2期以降支給申請(紙)  
 ハローワークまたは労働局に提出



### 電子申請の場合

②第1期支給申請  
 e-Govから電子申請

第2期以降支給申請  
 e-Govから電子申請



## ② 社会保険労務士の代行・代理時の事業主の電子署名取り扱い

社会保険労務士が提出代行事務または事務代理をして電子申請を行う場合、事業主の電子署名（※）の提出が必要です。

ただし、事業主が電子署名を付与できない場合、「提出代行等に関する証明書（共通要領 様式第5号）」の写しを提出してください。

事業主と社会保険労務士の双方が本証明書を有効とする期間中は、本証明書を申請ごとに提出することができます。

※電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定める電子署名

共通要領 様式第5号

提出代行等に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 \_\_\_\_\_

○事務所所在地 \_\_\_\_\_

○社会保険労務士氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者が、雇用関係助成金の申請書等に係る提出代行事務又は事務代理を行う者であることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもち、上記の者が提出代行事務又は事務代理をして電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 \_\_\_\_\_

○事業所所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、本申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____
---------------------------	--

（注）社会保険労務士が雇用関係助成金の申請書等に係る提出代行事務又は事務代理をして電子申請を行う場合であって、事業主が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定める電子署名）を付与できない場合、本証明書の写しを提出してください。事業主と社会保険労務士の双方が本証明書を有効とする期間においては、本証明書を申請毎に提出することができます。